

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について

横須賀市教育委員会事務局教育総務部教育政策課

横 須 賀 市

I 市民等からの意見の集計結果

1 パブリック・コメント手続の期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月2日（月）

2 提出者数と意見数

提出者数 25 人 意見数 166 件

3 提出方法別の人数

提出方法	人数
持ち込み	6 人
郵送	6 人
ファクシミリ	4 人
電子メール	9 人
合計	25 人

4 項目別の意見数

項目	件数
1 教育環境整備についての基本的な考え方	
（1）横須賀市における小・中学校の教育環境整備に係る基本方針について	13 件
（2）学校施設の課題について	21 件
（3）適正規模について	—
（4）適正配置について	9 件
（5）通学区域制度の弾力的運用について	—
（6）教育環境整備の方策について	43 件
2 教育環境整備の検討・実施に当たっての方策	
（1）検討のための基準について	7 件
（2）検討の手順について	41 件
（3）実施の手順について	8 件
3 教育環境整備の検討・実施に当たって特に配慮すること	1 件
その他	23 件
合計	166 件

1 教育環境整備についての基本的な考え方

(1) 横須賀市における小・中学校の教育環境整備に係る基本方針について

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>基本方針の名称について、施設整備や防災の関係といった学校施設の課題を加えたことは、財政面からの検討を容認することになる。</p> <p>また、教育環境整備は広い範囲を扱うことになり、教育委員会の権限を超える可能性がある。</p> <p>したがって、名称を変更するべきではない。</p>	11 件	<p>今回の改定で学校施設の課題を検討基準に追加した趣旨は、財政的な観点で適正化を図ることを目的としたものではありません。</p> <p>令和7年度時点で、約6割の学校に築50年以上の校舎が存在している状況を踏まえ、今後、学校規模・学校配置の適正化を検討する際には、対象となる学校施設の耐用年数等は、児童・生徒の安心・安全に関わる大きな課題として取り扱う必要があると考えています。</p> <p>学校施設の課題については、現行基本方針における学校規模、学校配置と同様に、教育環境整備の課題として総合的に検討してまいります。</p>
2	<p>横須賀市における小・中学校の教育環境整備に係る基本方針について、「少子化の更なる進展や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定、施設の老朽化など、小中学校の適正規模及び適正配置に関する状況が変わってきています。」は記載不要。</p> <p>例えば、土砂災害防止法におけるレッドゾーン指定は平成13年（2001年）に施行されている。</p> <p>レッドゾーン指定に言及が必要なのであれば、改定案で特記することになった法律上の事情を公表すべきである。</p>	1 件	<p>平成13年に土砂災害防止法が施行されて以降、都道府県による土砂災害特別警戒区域指定等のための調査が順次進められてきました。横須賀市においては、平成28年頃から神奈川県による調査が開始され、令和2年に市内全域の区域指定が完了しています。</p> <p>現行基本方針が策定された平成28年度当時は、市内でレッドゾーンの指定が完了されていなかったため、文中に記載ができませんでした。しかし、指定が完了した現在では、土砂災害リスクの所在が教育環境に直接影響する課題となっているため、本基本方針改定案において当該事項を明記することとしました。</p> <p>また、現行基本方針策定時と比べて、建築後50年以上が経過した校舎を有する学校数が2倍以上に増加するなど、学校施設の老朽化が進行しており、子どもたちの教育環境を取り巻く重大な課題となっています。</p>

			以上の点を踏まえ、「状況が変わってきている」という旨の記載をしています。
3	「適正規模・適正配置」に関する基本方針の改定であるなら、名称を変更すること自体が適切でない。新たな基本方針との位置付けとなるのではないか。	1件	現行基本方針を踏襲した上で追加・修正の必要な箇所に限って変更を行っているので、改定としています。

(2) 学校施設の課題について

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>小・中学校の適正規模及び適正配置はあくまでも教育的観点から検討すべきである。</p> <p>学校施設の課題を加えるのは、教育内容に無関係である財政面からの検討を容認することになってしまうので、加えるべきでない。</p>	10件	<p>今回の改定で学校施設の課題を検討基準に追加した趣旨は、財政的な観点で適正化を図ることを目的としたものではありません。</p> <p>令和7年度時点で、約6割の学校に築50年以上の校舎が存在している状況を踏まえ、今後、学校規模・学校配置の適正化を検討する際には、対象となる学校施設の耐用年数等は、児童・生徒の安心・安全に関わる大きな課題として取り扱う必要があると考えています。</p> <p>以上のことから、学校施設の課題については、現行基本方針における学校規模、学校配置と同様に、教育環境整備の課題として総合的に検討してまいります。</p>
2	<p>学校施設の課題について、レッドゾーンにかかっている小中学校の建て替えは不可能ではなく、安全な擁壁工事を施す、土留の待ち受け防護壁を作る、建物の位置、レイアウトを替える、建物自身を構造規定の基準を充たしたものにす、といった方策が可能である。</p> <p>財政面が強調されており、加えるべきでない。</p>	10件	<p>今回の改定で学校施設の課題を検討基準に追加した趣旨は、財政的な観点で適正化を図ることを目的としたものではありません。</p> <p>また、レッドゾーンに指定されている敷地を有する学校の建て替えに関する記載は、対策工事等による措置の可能性を一律に排除するものではありません。しかし、レッドゾーン指定箇所の位置や大きさによっては、敷地や施設が狭小となることで教育活動に制限が生じる場合もあります。</p> <p>教育環境整備の検討をする際には、これらの点を十分に踏まえ、子どもたちの学校生活や教育環境に</p>

			支障が出ないように配慮し、検討してまいります。
3	<p>学校施設の課題について、以下の追記を希望する。</p> <p>「学校施設の目標耐用年数を、鉄筋コンクリート造の上限値である80年としたため、仮に小学校や中学校が廃校となる場合であっても、自治会、町内会、児童の保護者および就学前の子供の保護者を含めた地域の関係者と意見交換し、希望がある場合は可能な限りの期間において廃校見込みの小学校および中学校を存続させる。」</p>	1件	<p>地域ごとの教育環境整備の方策を検討する際は、地域別協議会を設置し、地域住民、在校生の保護者、学校関係者など幅広い関係者から意見を聴取した上で、各学校の存続可否や閉校による地域への影響を総合的に検討します。</p> <p>また、地域別協議会委員以外の方々からのご意見についても、随時受け付けています。</p>

(4) 適正配置について

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>これまで適正な通学距離の範囲を小学校2キロメートル程度、中学校3キロメートル程度としてきたのに対し、「教育委員会が総合的に検討した上で、適正配置の検討や通学支援の実施について判断します。」を加えるのは、これらの距離を超えた遠距離でも通学支援をすれば統廃合するということになるため、加えるべきでない。</p>	9件	<p>本市の地理的な特性上、坂・トンネル・階段など様々な地理的条件が児童・生徒の通学の負担や安全面の課題に繋がる場合があります。そのため、一律に通学距離だけをもって学校の適正配置や通学支援の基準とするのではなく、このような個別の諸条件を加味して教育委員会で検討する旨を注釈として追記しています。</p>

(6) 教育環境整備の方策について

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>レッドゾーンであっても所定の工事や校舎配置の検討により建て替えは不可能ではなく、それを可能にするのが教育委員会事務局の仕事である。</p> <p>財政面を強調せず、「施設の建て替えを検討します。」ではなく、「施設の建て替えを実施します。」として、レッドゾーンを統廃合の理由とすべきではない。</p>	8件	<p>今回の改定で学校施設の課題を検討基準に追加した趣旨は、財政的な観点で適正化を図ることを目的としたものではありません。</p> <p>また、レッドゾーンに指定されている敷地を有する学校の建て替えに関する記載は、対策工事等による措置の可能性を一律に排除するものではありません。しかし、レッドゾーン指定箇所的位置や大きさによっては、敷地や施設が狭小となることで教育活動に制限が生じる場合もあります。</p>

			<p>教育環境整備の検討をする際には、これらの点を十分に踏まえ、子どもたちの学校生活や教育環境に支障が出ないように配慮し、検討してまいります。</p>
2	<p>遠距離通学についての記載は、適正規模を適正配置より優先させるという内容である。</p> <p>適正規模と適正配置は同等に扱うべきであり、特に低学年小学生の教育環境として遠距離通学は避けるべきであるから、削除すべきである。</p>	7件	<p>教育環境整備の方策検討に当たっては、学校規模、配置、施設の観点や、地域の実情を踏まえて総合的に判断します。</p> <p>方策を講じた結果として、通学距離が適正な範囲とならない場合の対応策を、項目として記載しています。</p>
3	<p>特別認定校制度について、「なお、実施の是非については、教育委員会で検討します。」の部分は、広く市民の意見を募るようにするため、「なお、実施の是非については、地域住民の声も踏まえて、教育委員会で検討します。」とすべきである。</p>	8件	<p>当該項目は、「通学区域の見直しや隣接校との統合でも解決できない場合」に考えられる方策として挙げており、その判断に至るまでに、地域住民等の意見が十分に取り入れられていることを前提としています。</p> <p>なお、その前提を踏まえた方策実施の決定については、P.9「(2) 検討の手順について」に記載のとおり、教育委員会が行います。</p>
4	<p>改定前の方針ではスクールバスについての記載があり、現在進行中の逸見・中央地域小中学校教育環境整備検討協議会においてもスクールバスの導入について議論され、教育委員会もその可能性を示唆しているにもかかわらず、この案では、「スクールバスなどの通学手段の確保」を削除し、「通学用定期券代の助成など、公共交通機関の利用を支援する方策」に置き換えられている。</p> <p>低学年や障がいのある児童を含めた子どもの安全、安心な通学路の確保のため、この部分の改定はすべきでない。</p>	17件	<p>遠距離通学への支援策は多岐にわたるため、考え得る全ての方策を個別に列挙するのではなく、「公共交通機関の利用を支援する方策も含めて検討します」といった包括的な記載としています。</p> <p>本市で支援策を検討する際には、それぞれの方策におけるメリット・デメリットを丁寧に比較し、地域の実情に即した方策を検討してまいります。</p> <p>なお、障害がある子どもへの通学の支援策については、個別に対応しています。</p>
5	<p>教育環境整備の方策について、の柱書において、以下のような追記をすべきである。</p> <p>「学校施設の課題の解消は単独</p>	1件	<p>教育環境整備の検討に当たって、特に学校規模が課題となっている場合においては、児童数や学級数の減少がもたらすメリット・デメリット</p>

	<p>で議論されるものではなく、学校教育におけるデメリットが顕在化した場合に議論の必要が特に生じる。学校教育におけるデメリットについては、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」など関係法令ないしは通達等を考慮してメリット及びデメリットを丁寧に検討して検出し、デメリットがメリット大きく上回る場合に上記「デメリットが顕在化した」と判断される。」</p>		<p>トを総合的に検討することが重要と考えます。本基本方針改定案においても、関係法令や国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等を踏まえつつ、教育上の影響を含めた多角的な検討を行うことを想定しています。</p> <p>本基本方針改定案は、横須賀市立小・中学校全体の基本的な考え方及び検討の枠組みを示すものであるため、個別の地域における教育環境整備の方策検討については、当該地域の学校関係者、保護者、地域の方々などと丁寧に協議をしながら進めていきます。</p>
6	<p>隣接校との統合について、以下の記載に係る市の考えを公表してほしい。</p> <p>「統合によりいずれかの学校が閉校となる場合、跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づき、検討を行います。」とあるが、レッドゾーンに指定された小中学校が廃校となった場合、この土地は今後取り扱いが可能で、学校以外の関係者であれば使用させるということか。</p> <p>レッドゾーン指定と学校施設の統廃合の関係が不明である。</p>	1件	<p>レッドゾーンに指定された箇所では建築物を新築・改築する場合には、土砂災害防止のための対策工事や避難確保のための措置などが必要となる点で、学校施設としての活用とその他の用途による活用とは、本質的な違いはありません。</p> <p>当該区域の活用可否や活用方法の判断に当たっては、安全性の確保や、その他関係法令との規制等を関係部局と総合的に検討します。</p>
7	<p>教育環境整備の方策について、ア. 教育環境整備の方策に、⑤として子育てしやすいまちづくりの観点から、以下のような手当を追記してほしい。</p> <p>「⑤私立学校の誘致</p> <p>小学校および中学校は地域において児童教育の中核的な機能を担う。廃校対象となった地域で、自治会、町内会、児童の保護者、および就学前の子供の保護者を含めた地域の関係者に意見聴取し、私立学校誘致による学校の存続を希望する場合は私立学校の誘致を行う。誘致</p>	1件	<p>ご意見は、今後の教育環境整備の検討及び教育行政を進める中で参考にさせていただきます。</p>

の結果、ふさわしい私立学校設立の応募があれば、町に学校を存続させる。」		
-------------------------------------	--	--

2 教育環境整備の検討・実施に当たっての方策

(1) 検討のための基準について

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	教育環境整備の検討のための基準について、教育委員会はこれまで、児童の教育面からの適正規模及び適正配置からの検討と言ってきたのに、学校施設の課題の検討を加えて教育環境整備に関する基本方針と名称変更するのは、財政面からの検討を容認することになり、教育委員会の権限を超えるので、すべきでない。	7件	<p>今回の改定で学校施設の課題を検討基準に追加した趣旨は、財政的な観点で適正化を図ることを目的としたものではありません。</p> <p>令和7年度時点で、約6割の学校に築50年以上の校舎が存在している状況を踏まえ、今後、学校規模・学校配置の適正化を検討する際には、対象となる学校施設の耐用年数等は、児童・生徒の安心・安全に関わる大きな課題として取り扱う必要があると考えています。</p> <p>以上のことから、学校施設の課題については、現行基本方針における学校規模、学校配置と同様に、教育環境整備の課題として総合的に検討してまいります。</p>

(2) 検討の手順について

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>検討の手順について、これまでの学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が「協働して」という文言が削除されている。</p> <p>また、「合意形成を図った上で」が、「合意形成を図りながら」とされており、合意形成がなされなくとも統廃合ができる内容となっている。</p> <p>合意形成がなくとも実施できるよう改悪されることに反対である。</p>	11件	<p>「合意形成を図りながら」という表現は、方策検討の過程で地域別協議会において地域関係者から意見を聴取し、その意見を踏まえて適正配置審議会が全市的な観点から協議を行うという、重層的な体制の中で方向性を見出していくというプロセスを指しています。</p> <p>この表現は、ある一点で完全な合意が得られたから事を進める、という意味ではなく、協議を重ねる中で課題と解決策を探り、皆さんの合意を醸成していくという趣旨の修正です。</p>

<p>2</p>	<p>「適正配置審議会」における審議について、これまでの「地域別協議会」による合意形成に代えて、「地域別協議会」による合意形成が図れなくとも「適正配置審議会」の答申によって、田浦小や走水小のように統廃合を決定しようとするものである。</p> <p>地域別協議会が意見書として提出するとされていたものが地域における意見を伺うものに後退している。</p> <p>地域の意見を軽視する方向になってきており、文科省の地域の意見尊重にも反するものである。</p> <p>現在の基本方針の元、合意形成の場として設置されたはずの進行中の「逸見・中央地域小中学校教育環境整備検討協議会」の性格も、その途中に意見聴取の場に弱めてしまうことになる。</p> <p>地域住民の声をないがしろにし、合意形成を軽視する改悪であるから、削除すべきである。</p>	<p>17 件</p>	<p>教育環境整備の方策の決定に当たっては、地域別協議会において地域関係者から意見を聴取し、その意見等を踏まえて適正配置審議会が全市的な観点から協議を行い、教育委員会に答申を行います。合議制の機関である教育委員会では、答申に基づき方策を決定するという、重層的な体制の中で行っています。</p> <p>これにより、現行の検討体制より一層丁寧なプロセスで検討を進めます。</p> <p>逸見・中央地域の教育環境整備の検討においても、「逸見・中央地域小中学校教育環境整備検討協議会」で聴取した意見等を基に、上記プロセスのとおり進めていきます。</p>
<p>3</p>	<p>適正配置審議会は、前回の基本方針改定の段階では、委員が 15 名で、市民公募委員が 2 名、地域関係者が 3 名だったが、現在の委員は 7 名と減り、市民公募委員が 0 となり、地域関係者も 1 名しかいない。</p> <p>構成を元通りにして、市民に開かれたものとすべきである。</p>	<p>9 件</p>	<p>前回の適正配置審議会では、基本方針の改定を審議することを目的としていたため委員を 15 名としていました。これに対し、現在の適正配置審議会では、具体的な教育環境整備についての議論をすることを目的としており、各委員の発言の時間を十分に確保し、議論を深めやすくするために、適切な人数としています。</p> <p>また、委員は、全市的かつ専門的な視点で議論を行うことのできる委員を選考しています。</p> <p>なお、適正配置審議会の組織は、「横須賀市立小中学校適正配置審議会条例」によるものであり、基本方針で定めているものではありません。</p> <p>地域の意見という点では、地域ごとの教育環境整備の方策を検討す</p>

			る際は、地域別協議会を設置し、地域住民、在校生の保護者、学校関係者など幅広い関係者から意見を聴取した上で、検討を進めていきます。
4	①「横須賀市教育環境整備計画」の策定について、「周辺の学校の状況などを考慮して、順次、検討を進めていきます。」から「(中略)考慮しながら、順次検討進めていきます。」に変更しており、後退姿勢が明らかで反対する。	1件	周辺の学校の状況を「考慮する」と「検討する」ことに明確な前後関係はつけられません。検討のどの段階においても周辺学校への影響を視野に入れ、考慮を行うといった全市的な視点が必要と考えています。
5	③庁内検討組織の設置が削除されている。 教職員中心に、職員の意見を聞きながら検討すべき重要な問題を改定案では削除していることは重大な問題である。 そもそも「適正配置審議会」のウエイトを大きくしているが、本当に議論が尽くされているのか、この新たな検討組織に疑問をもたざるを得ない。 ごく一部の考え方を押し進めるための都合が良いシステムへの改悪ではないか。 田浦、走水の統合に際しても、本当の議論の内容が見えてこなかったことが一番の問題である。	1件	地域別協議会、適正配置審議会の委員には当該地域の学校管理職を始めとした教職員に参加いただいています。また、庁内の関係部課長(教員職含む)についても両会議に参加しており、学校現場の意見も含め、十分に協議をしながら進めています。
6	適正配置審議会について、施設や規模、通学距離だけでなく、市特有の地形や町の歴史などを考慮し、適切な設置個所を地域の住民と考えて今後の施設整備を行う必要がある。 市には、行政区、地域運営協議会、などがある。例えば田戸小学校は平成町だけで地域運営協議会がある。小学校区でさえ協議会が複数あるが一体感に欠ける。	1件	地域ごとに教育環境整備の結論を出すことは公平性や持続可能性を欠いてしまう問題があり、全市的な視点を持った検討が必要となります。 地域の意見を丁寧に聴取した上で、全市的な視点と専門的知見を重ねて検討するために、適正配置審議会を設置しています。
7	新たに⑤として以下のような手当を追記してほしい。 「⑤私立学校を誘致する場合 地域の関係者に対する意見聴取	1件	ご意見は、今後の教育環境整備の検討及び教育行政を進める中で参考にさせていただきます。

<p>の結果、私立学校を誘致することとなった場合は、市は速やかに私立学校誘致の準備を進め、かつ、実行する。応募した私立学校がふさわしいものであるか否かの判断には、可能の範囲で地域関係者の意見を反映させる。ただし、ふさわしい私立学校の応募がない場合は、市は地域関係者にその旨を報告ないしは連絡し、学校の適正配置に関して検討を再開する。検討を再開した場合は、統廃合の可能性を検討する。学校が統廃合されると決まった場合であっても、地域が学校の存続を望む場合は、施設の耐用年数を考慮し、廃校対象の学校が長く存続するようにする。」</p>		
--	--	--

(3) 実施の手順について

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>実施の手順について、学校関係者、保護者、地域の方々で構成、設置される検討の場としての「学校別統合推進連絡協議会」に比べて、既存の学校運営協議会からの意見聴取さえすれば、走水小学校で問題となったような学校名なども、教育委員会が決定できてしまうのは地域住民の声をないがしろにする改悪であるから、変更すべきでない。</p>	7件	<p>現行基本方針においても、学校名などの決定は教育委員会が行うこととしているため、その点の変更はありません。</p> <p>なお、統合決定後の検討事項に関する協議は、両校の学校運営協議会などで行います。学校運営協議会の組織は、現行基本方針の「学校別統合推進連絡協議会」と同様に、当該校の学校関係者、保護者、地域の方々から構成されます。</p>
2	<p>学区の統合が決定した場合の配慮事項を当該校の運営協議会などから意見を聴取するとあることに危惧する。</p> <p>運営協議会に参加している地域の代表は、該当地域の住民や町内会を把握できているわけではない。その方の責任も重くなる。</p>	1件	<p>基本方針改定案に記載のとおり、学校の統合が決定された場合は、統合に向けた在校生への配慮事項や学校間の交流、事前の準備などについて、学校関係者や保護者、地域の方々と協議を行います。</p> <p>その際には当該校の学校運営協議会等から意見を聴取してまいります。また、広く関係者の皆さんから意見を伺いながら進めてまいります。</p> <p>なお、必要に応じて、教育環境整備に関する説明会等を行ってまいります。</p>

3 教育環境整備の検討・実施に当たって特に配慮すること

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	市民への情報提供はHPや紙だけでなく、説明会などを開催して丁寧に行うべきである。	1件	必要に応じて、教育環境整備に関する説明会等を行ってまいります。

その他

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>学校施設の状況（築年数・レッドゾーン）について、なぜレッドゾーンに該当するか、その理由を追記してほしい。</p> <p>単に「レッドゾーン指定された」と知らされても、地域関係者はその理由がわからず、その指摘が適切か否か確認できない。</p> <p>理由のわからない事項について議論しても、地域関係者は結果に納得できない可能性が高いと考える。</p>	1件	<p>土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に関する注記をP.19に記載しています。</p> <p>個別の地域・学校についての区域指定に関しても、土砂災害の種別ごとに設けられた基準に基づいて神奈川県が指定しているものです。</p>
2	主に支援級在籍児童・生徒への影響として、在学途中で環境が変わることで環境変化に弱い子供たちに大きな影響がある。	1件	教育環境整備の方策として学校の統合が決定した場合、特別支援学級を含む在学中の児童・生徒への配慮事項について十分協議を行います。また、統合前に学校同士で交流の機会を設けるなど、児童・生徒が新しい環境に慣れやすいよう配慮します。
3	<p>沢山小は学校であり、地域の防災拠点としても重要な場でありながら、レッドゾーンの指定も受けており、学校として残すのには確かに問題点はあるが、私としては学校が他に移ってしまう事を心配している。</p> <p>特にどこに移るにせよ、通学の問題、特に小学校低学年にとっては単に遠距離通学となるだけでなくその方法—つまり改定素案ではスクールバス案が消え「通学用定期代の助成など公共交通機関の利用を支援する方策」…のような文に変わっている。</p> <p>仮に他の学校に変わったとしても、低学年生の安全を第一に考えれ</p>	1件	<p>遠距離通学への支援策は多岐にわたるため、考え得る全ての方策を個別に列挙するのではなく、「公共交通機関の利用を支援する方策も含めて検討します」といった包括的な記載としています。</p> <p>本市で支援策を検討する際には、低学年児童の通学の安全性を含め、それぞれの方策におけるメリット・デメリットを丁寧に比較し、地域の実情に即した方策を検討してまいります。</p> <p>また、当該区域の活用可否や活用方法の判断に当たっては、安全性の確保等を関係部局と総合的に検討します。</p>

	<p>ばスクールバスの運行は必要ではないか。</p> <p>又仮に沢山小学校が学校ではなくなった場合、その後どのように安全な利用がなされるのか、その案も示してほしい。</p>		
4	<p>学校の統廃合を考える上で、子供の声や地域住民、とりわけ保護者、未就学児童の保護者の声を聞く姿勢、教育委員会には、この姿勢を持って頂きたい。</p>	1件	<p>教育環境整備の検討に当たって、地域別協議会で保護者等や地域の意見を丁寧に聴取した上で、全市的な視点と専門的知見を重ねて検討するために、適正配置審議会を設置しています。</p> <p>また、地域別協議会委員以外の方々からのご意見についても、随時受け付けています。</p> <p>なお、必要に応じて、教育環境整備に関する説明会等を行ってまいります。</p>
5	<p>逸見・中央地域教育環境整備検討協議会のメンバーに未就学児の保護者と幼稚園長や保育園長などに委員として参加していただきたい。</p>	2件	<p>本基本方針改定案は、横須賀市立学校全体の基本的な考え方と検討の枠組みを示すものです。</p> <p>個別の地域に関する具体的なご意見や要望は、今後の教育環境整備検討の際のご意見として参考させていただきます。</p> <p>なお、地域別協議会では、地域住民、在校生の保護者、学校関係者など、幅広い関係者から意見を聴取しています。</p> <p>また、協議会委員以外の方々からのご意見についても、随時受け付けています。</p>
6	<p>走水、馬堀小学校統合後の通学について、朝は3便で観音崎ホテルバス停に3人のシルバー人対応によって、同行乗車での見守り通学で安心したが、遅刻者の対応など通学・帰路をもう少し検討して下さい。帰路通学については1名のシルバーの方がバス停で見守っていた。</p>	1件	<p>本基本方針改定案は、横須賀市立小・中学校全体の基本的な考え方と検討の枠組みを示すものです。</p> <p>個別の地域に関する具体的なご意見や要望は、今後の教育環境整備検討の際のご意見として参考させていただきます。</p>
7	<p>田浦・長浦小学校統合後の通学について、田ノ浦・田浦郵便局前・池ノ谷バス停にそれぞれ2名で、計6人での見守り対応していた。帰路通</p>	1件	

	学では田浦大作町、泉町など 16 号線から遠い為、福祉館の小型バスで対応しており、地域での見守りも行っていましたが、早退、遅刻の児童への対応を考えてほしい。		
8	逸見・中央地域教育環境整備検討協議会にパブリック・コメントを報告してほしい。	1 件	
9	坂本隧道(トンネル)については、小学生低学年の児童には急勾配、トンネルの道幅も狭く、安心して歩くことも危険が多いので、通学路としてはスクールバスなどでの通学を考えてもらいたい。	3 件	
10	東逸見 3 丁目 (ほたるの里)、沢山団地 (池上トンネル地域) などは桜小学校に統合された場合は学区の見直し、スクールバスを使用する通学でなければ道のりが遠過ぎるので考えていただきたい。	1 件	
11	汐入小学校は汐入駅に近いため、小規模特認としてフリースクール校として、不登校の児童も授業をできる学校にして頂きたい。	1 件	
12	汐入 3 丁目のちこく坂は一部の道幅が 2 メートル程しかない為、大変危険な為、現在でも見守りの人員を希望する。	1 件	
13	基本方針の改定はとても重要。 周囲に統廃合に直面している地域住民、小学校支援級の子どもの保護者、そして地域別協議会のメンバーに改定(素案)とパブリック・コメントの募集をご存知かと聞いたが、ご存知無いかたが多く、残念だった。 大切なことなのでもっと広く丁寧に広報してほしい。 地域にとって大切な問題であり、住民が興味を示すように意見を言いたくなるように持って行くことが行政や教育委員会の責任だと思う。 統廃合に関わる地域の住民のひ	1 件	ご意見は、今後の教育環境整備の検討及び教育行政を進める中で参考にさせていただきます。 なお、パブリック・コメント手続に関する周知は、広報よこすかや、市のホームページで行っています。

	とりひとりのことを大切に思って、話し合いの場や発言の場を設けてほしい。		
14	<p>小学校はあまり減らさず地域で育つことで顔が見える関係ができる。中学校になればある程度遠距離でも部活等で選んでいくことを可能にしてもよいのではないか。</p>	1件	<p>ご意見は、今後の教育環境整備の検討及び教育行政を進める中で参考にさせていただきます。</p> <p>なお、中学校入学時において、「部活動を理由とした指定変更就学承認基準」による指定校の変更が可能となる場合があります。</p>
15	<p>参考資料3 児童・生徒・学級数推計一覧（令和7年5月推計）について、より長期に渡る児童・生徒・学級数推計を明記してほしい。</p> <p>学校施設の耐用年数が最大で80年間であるとすれば、学校施設の新築、改築、改修等を実施する際、どの程度の効果を見込むかは数十年期間の推計を使用すべき。</p> <p>令和7年時点で令和13年までの推計は、市内の出生数や児童数等から単純に推計できる数字にすぎず、市が提示する推計が施設費用の観点から適切であるか確認できない。</p> <p>市が小中学校に関するアクションを起こすにあたり、将来の児童数の推計は大変重要な根拠データとなる。</p> <p>また、将来において推計が正しかったか否かの事後的な確認・検証によって、市と地域関係者はその後においてもより建設的な議論をしやすくなる。</p>	1件	<p>ご意見は、今後の教育環境整備の検討及び教育行政を進める中で参考にさせていただきます。</p>
16	<p>役所の案を押し通さないで住民、生徒の意見をよく審議してほしい。</p> <p>どうしても弱い者（谷戸に住んでいる生徒など）は切りすてられる傾向にあるが、どんな人（住民、生徒）も大切にして意見をとり入れてほしい。</p>	1件	
17	<p>支援級在籍児童には、通学支援が必要。</p> <p>保護者の自家用車や付き添いを求めるのは負担が多すぎる。学校や</p>	1件	

	地域ができることもあるので検討してほしい。		
18	方針の改定というならば、新旧の方針を比較検討できる資料を分かりやすく提示すべきである。	1件	
19	<p>横須賀市の住民減少に危機感を持って町内会運営を進めている。</p> <p>地域住民の高齢化も進みこれからの街づくりには新規転入者が必要。小学校の児童数の減少から学校の統廃合が検討されていますが、地域における小学校は防災やコミュニティの拠点となっており重要な施設である。</p> <p>学校の統廃合を検討するのであれば、教育政策課ばかりではなく、地域コミュニティ支援課、危機管理課、FM推進課などと地域の人と意見交換しながら検討を進める必要があると考えている。</p> <p>全国的に、子供の不登校問題の対策が叫ばれており、当市も同様である。横須賀の地域に合わせた教育環境整備を全市レベルで知恵を出し合い、横須賀で子育てしたいと思えるような教育モデルの検討が求められる。</p> <p>自然環境や公共交通等が魅力の横須賀だが、近くに学校がなければ子育て世代の人たちの転入は期待出来ない。</p>	1件	
20	こどもは、成長と共に生活範囲（行動範囲）が広がっていく。言い換えると、こどもは地域で成長し、地域と共に成長していく。通学距離を長くすることは、こどもと地域の関係性を乱し、また、こどもの遊ぶ時間を奪う。子どもの権利のはく奪である。	1件	